

# 薬物乱用防止対策





# 厚生労働省における主な薬物乱用防止対策



## ①普及啓発

### ○青少年層への啓発強化

小学6年生の保護者、高校卒業予定者、青少年（有職・無職の未成年）を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成、配布

### ○様々な形態・媒体を通じた普及啓発の推進

薬物乱用防止啓発訪問事業として、教育機関等に講師を派遣し、新たに作成した教材を基に効果的な普及啓発を図るとともに、FacebookやTwitterを活用して情報を発信

### ○薬物乱用防止指導員の資質の向上

最新の薬物情報に基づいて薬物乱用防止の普及啓発を行うことができるよう、薬物乱用防止指導員や都道府県の啓発担当者等を対象として全国6箇所で開催

・小学校6年生  
保護者向け

・高校卒業  
予定者向け

・青少年向け



薬物乱用防止啓発訪問事業公式サイト、Facebook、Twitter

公式サイト <http://www.d-info.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/stopthedrug>

Twitter <https://twitter.com/StopTheDrug>

# ○薬物乱用未然防止に関する啓発の強化

## 【国民的啓発運動】

- (1)「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）  
（目的）官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資する。
  
- (2)麻薬・覚醒剤乱用防止運動（10月1日～11月30日）  
（目的）麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図る。



## 【あやしいヤクブツ連絡ネット】

指定薬物を含む危険ドラッグ等に関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、公表、注意喚起を行っています。また、コールセンターで相談対応を行い、一元的に危険性等の情報にアクセスできます。

<http://www.yakubutsu.com>

**コールセンター 03-5542-1865**

## ②再乱用防止

### (1) 薬物依存症対策関係機関の連携強化

都道府県職員、医療関係者、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「**薬物中毒対策連絡会議**」を全国6か所で開催し、地域における各機関の取組みや課題等を共有するとともに、それらの課題に対する方策の検討を行い、関係機関との連携強化を図っている。

### (2) 相談窓口の周知及び相談体制の充実

- ① 薬物依存症者等を抱える家族のための小冊子「**ご家族の薬物問題でお困りの方へ**」(家族読本)の巻末薬物相談窓口情報にて、都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布するほか、厚生労働省のウェブサイトに掲載、相談窓口の周知及び利用促進を図っている。
- ② 保健所(全国に469カ所)・精神保健福祉センター(全国に69カ所(東京都に3カ所、各道府県に1カ所、各政令指定都市に1カ所))の薬物相談窓口において、薬物関連相談事業を実施している。  
(平成30年4月時点) (単位:件)

薬物関連相談事業	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保健所	11,906	10,689	12,218	9,133	10,310	11,334
精神保健福祉センター	6,498	8,268	9,893	6,957	8,231	8,279
合計	18,404	18,957	22,111	16,090	18,541	19,613

- ③ 全国の地方厚生局麻薬取締部(7局(3分室含む)・1支局・1支所)において、薬物相談業務を実施している。  
(単位:件)

相談業務実施件数	24年	25年	26年	27年	28年	29年
麻薬取締部	1,144	827	972	1,266	1,146	1,161

### (3) 薬物依存等に関する正しい知識・意識の向上

薬物に係る相談担当者や市民を対象とした「再乱用防止対策講習会」の開催や、薬物依存症者等を抱える家族等へ向けた小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)を、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布することにより、薬物依存等に関する正しい知識・意識の向上を図っている。

### (4) 薬物乱用の実態に関する研究の推進

厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握のため、薬物使用に関する全国住民調査、全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査等、薬物乱用等の意識・実態等の調査を実施し、状況を把握している。また、これらの成果により有効な薬物乱用防止対策及び薬物乱用防止教育を推進している。

### (5) 再乱用防止プログラムの推進

麻薬取締部において、検挙した薬物事犯者のうち、保護観察処分につかない執行猶予判決を受けた薬物事犯者（同意した者に限る。）に対する再乱用防止プログラムをH23から実施し、プログラム受講者の再乱用防止を支援している。

### ③取締り

#### 麻薬取締官による麻薬・覚醒剤等事犯の検挙件数・人員及び押収の推移

##### 1. 法令別検挙件数・人員

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
覚せい剤取締法	件数	292	259	206	198	207
	人員	291	253	204	207	214
大麻取締法	件数	60	56	58	192	255
	人員	62	56	71	233	246
麻薬及び向精神薬取締法	件数	58	74	116	81	76
	人員	59	87	146	76	83
麻薬特例法	件数	22	30	41	24	26
	人員	33	33	55	43	27
あへん法	件数	0	0	1	0	0
	人員	0	0	1	0	0
医薬品医療機器法	件数	1	92	142	94	89
	人員	1	148	166	88	77
合計件数		433	511	564	589	653
合計人員		446	577	643	647	647

注1) 警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。

注2) 麻薬取締員による検挙件数・人員を含む。

##### 2. 主な薬物の押収量

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
ヘロイン(kg)	0	0.5	0.0	0.0	0.0
コカイン(kg)	4.5	0.1	0.1	0.2	1.3
乾燥大麻(大麻たばこを含む)(kg)	26.7	1.6	3.6	37.8	109.7
大麻草(本)	353	52	402	6,279	1,819
大麻樹脂(kg)	0.1	0.1	0.0	0.3	0.2
あへん(g)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
覚醒剤(kg)	212.2	86.6	2.0	932.9	827.6

注3) 警察等関係取締機関との合同捜査により押収した薬物を含む。

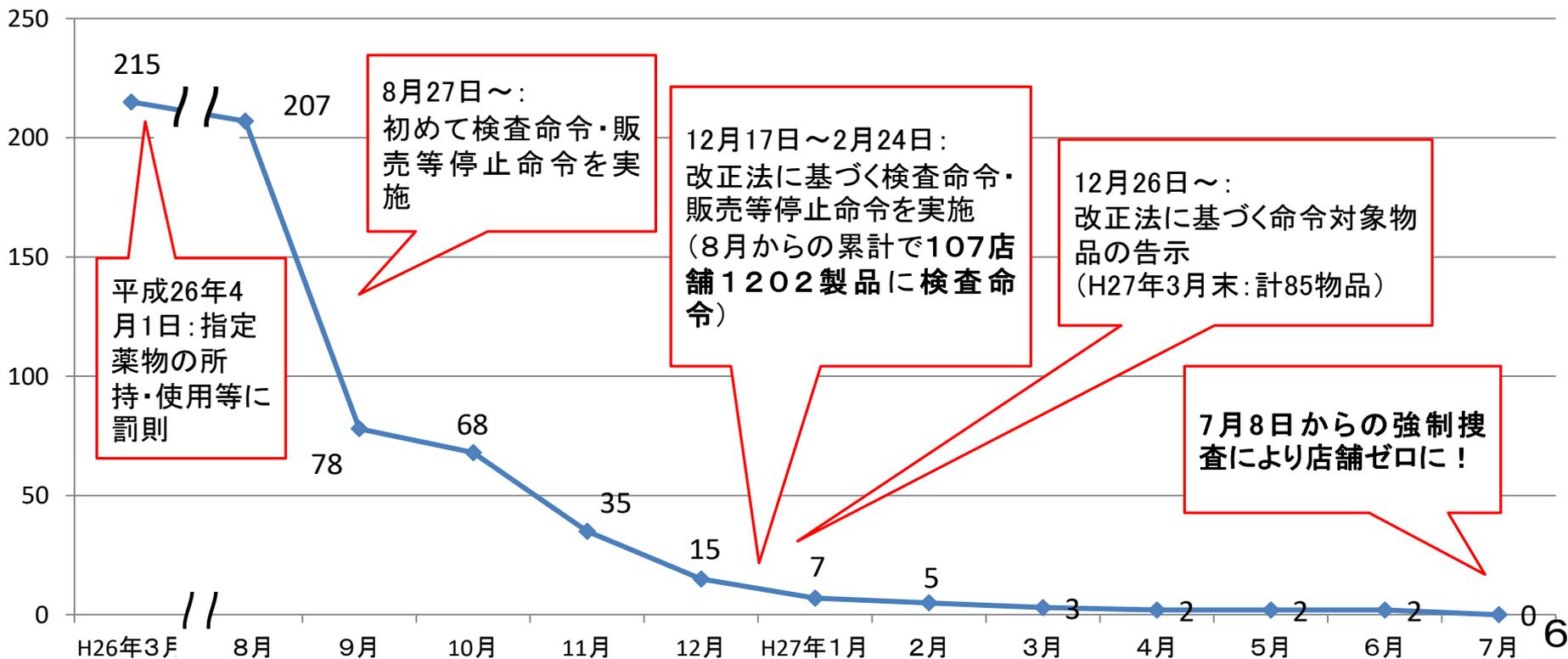
注4) 覚醒剤については、粉末のみ計上。

# 危険ドラッグ対策の動向

- 販売店舗対策：平成26年8月に医薬品医療機器法（旧薬事法）に基づく検査命令及び販売等停止命令を初めて実施して以降、継続的な取締りにより実販売店舗は壊滅。
- ネット販売対策：平成26年12月以降、議員立法による法改正を活用し、インターネット対策を強化。  
247サイトを閉鎖
- 水際（輸入）対策：平成27年2月に、議員立法により可能となった危険ドラッグ輸入者への検査命令手続を税関とすり合わせ、4月には初の検査命令を発動。実質的に輸入を差し止め。

## I 危険ドラッグ販売店舗等の取締状況

【危険ドラッグ販売店舗数の推移】 平成26年3月時点 215店舗 → 平成27年7月10日時点 0店舗



## Ⅱ 危険ドラッグインターネット販売対策

- ・危険ドラッグ販売サイトの削除をプロバイダ等に要請

○平成26年12月以降の削除要請の結果（平成30年12月末現在）※重複を除く

	削除要請を行ったサイト数 (平成26年12月～)	
		「閉鎖」又は「危険ドラッグを販売停止」したサイト数
国内サイト	63	63
海外サイト	240	184
計	303	247

⇒平成27年2月、麻薬取締部の指定薬物専任捜査員が増員されたことから、この人員を活用し、全国の地方厚生局麻薬取締部において、インターネットサイトを精査。危険ドラッグの取引に使われているサイトを特定し、買い上げによる捜査など、インターネット上の危険ドラッグ販売業者の摘発を強化している。

## Ⅲ 危険ドラッグ水際（輸入）対策

- ・平成26年11月の医薬品医療機器法改正により、「指定薬物と同等以上の精神毒性を有する蓋然性がある疑いがある物品」も含めて検査命令等の対象とし、幅広く税関からの情報提供を受け、検査命令等を実施（財務省と厚労省で水際対策フローを策定）
- ・検査命令実施から結果判明までの間通関手続きを停止し、検査の結果、精神毒性が確認されれば、指定薬物に指定して輸入差し止め  
※平成30年12月末日時点で**97件**の物品について通関を差し止め、うち**23件**の輸入者に対し検査命令等を実施

## Ⅳ 指定薬物への迅速な指定

- ・平成26年7月～平成28年4月までほぼ毎月、現在も隔月の頻度で薬事・食品衛生審議会指定薬物部会を開催するとともに、指定に関する手続きを省略することで、迅速に指定を行っている。  
(指定薬物：平成26年4月時点1,370物質⇒平成30年12月29日時点**2,372物質**)
- ・包括指定の活用  
基本骨格が同じ物質を一括して指定。これにより、未規制物質を幅広く規制することが可能。  
(平成30年12月末日時点、2,102物質が包括指定されている。)